

○三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月27日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三芳町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間（以下「申請期間」という。）
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他町長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(選定基準)

第4条 町長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲

げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適當と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長が必要と認める事項
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 施設の性格、規模又は機能等により公募することが適さないと認められるとき。
 - (2) 公募に対し応募者がいないとき。
 - (3) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
 - (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第8条に規定する協定を締結しないとき。
- 2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、町長に第3条に規定する申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準によるものとする。
(選定結果の通知)

第6条 町長は、前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者又は候補者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町長は、第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があつたときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者の指定を行つたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定め管理の業

務の全部又は一部の停止を命じた場合、町長は、新たに指定管理者を指定し、又は停止の期間が終了するまでの間、当該指定管理者に代わって管理に係る業務を行うことができる。

3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長が必要と認める事項

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに現状に復さなければならぬ。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮とともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

(情報の公開)

第15条 指定管理者は、三芳町情報公開条例（平成17年三芳町条例第26号）の規定の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する業務について、情報公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育委員会が所管する公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第13条までの規定及び次条中「町長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第26号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。